報第４号

知事専決処分について報告

令和８年度和歌山県一般会計補正予算のうち、下記のものについて予算措置の必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がなかったので、やむを得ず地方自治法（昭和22年法律第67号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり令和８年８月３日知事において専決処分した。

よって、同法同条第３項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和８年９月８日提出

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

記

１　歳入歳出予算

和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙執行に伴う歳入歳出予算の補正

令和８年度和歌山県一般会計補正予算

令和８年度和歌山県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 156,205 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 653,066,144 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算の補正」による。

令和８年８月３日専決

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

第１表　歳入歳出予算の補正　（歳　　入）

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 地方交付税		196,900,000	156,205	197,056,205
	1 地方交付税	196,900,000	156,205	197,056,205
歳入合計		**652,909,939**	**156,205**	**653,066,144**

（歳　　出）

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		42,163,722	156,205	42,319,927
	5 選挙費	230,556	156,205	386,761
歳出合計		**652,909,939**	**156,205**	**653,066,144**